

(別紙2)

令和4年度

河川法令遵守意識の徹底のための
実施計画書

令和4年11月30日

日本軽金属株式会社

1. 本実施計画書の位置付け

当社は、令和4年4月8日に国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所からの発電水利使用に係る取水量及び維持放流量の調査依頼を受け、これに基づき、当社水力発電施設（波木井、富士川第一、富士川第二、佐野川、角瀬）について調査（調査期間 1987 年～2021 年）を行い、令和4年10月6日に調査結果を報告いたしました。

これを受けた河川管理者である関東地方整備局長からの、令和4年10月18日に河川法第78条に基づく指示を受け、水利使用の適正性を確保するための再発防止策等を報告することとなりました。

今回の調査にて、当社水力発電施設における水利使用について、過去に管理方法や体制の不備による取水量の超過、維持放流量の不足が生じていた事実が判明しました。また、平成19年3月12日の水力発電関連施設に係る再点検においても、こうした事柄については確認ができておりませんでした。

この背景には、社内における河川法令遵守意識の不徹底があったと認識しており、水利使用に係る全ての社員に対して河川法令遵守意識の徹底を図ることが必要であると考えます。

本書は、河川法令遵守意識の徹底につきまして令和4年度の実施計画の内容を報告するものです。

2. 河川法令遵守意識の徹底のための令和4年度実施計画

下記内容の具体的な取り組みにつきましては、以下のとおりです。

令和4年度 河川法令遵守意識の徹底 実施計画（1）

項 目	社員教育の実施																												
内 容	水力発電設備に係る河川法令等の教育																												
目 的	電力部門の社員に河川法令の遵守意識を徹底させるために、河川法令等に関する教育を実施																												
<p>具体的な実施内容</p> <p>河川法、水利使用規則、管理規程等の水量管理・データ報告の内容について、電力部門の社員を対象に教育を実施する。</p> <p>講師 : 社内の有識者、外部の専門家</p> <p>対象者 : 電力部門の社員</p> <p>教育内容 : 河川法、許可申請、水利使用規則、管理規程、社内規定 緊急・異常時対応 (油流出等水質事故時、洪水・地震時、施設故障時、災害等による施設損壊時の対応)</p> <p>コンプライアンス</p> <p>頻度 : 令和4年度は上記教育内容につき1回実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>第一 四半期</th> <th>第二 四半期</th> <th>第三 四半期</th> <th>第四 四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川法(水利使用規則、管理規程)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>社内規定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>緊急・異常時対応</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>コンプライアンス</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td>■</td> </tr> </tbody> </table>					令和4年度	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	河川法(水利使用規則、管理規程)				■	社内規定				■	緊急・異常時対応				■	コンプライアンス		■		■
令和4年度	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期																									
河川法(水利使用規則、管理規程)				■																									
社内規定				■																									
緊急・異常時対応				■																									
コンプライアンス		■		■																									

令和4年度 河川法令遵守意識の徹底 実施計画（2）

項 目	社内規定の整備
内 容	取水量・維持放流量管理手順書の作成
目 的	取水量・維持放流量管理を適切に実施するため手順を明確化し周知する

具体的な実施内容

取水量・維持放流量を適切に管理するため、施設操作の社内手順書を見直し、作業者に周知する。この際、作業者と意見交換をしながら操作内容を確認し、手順書に落とし込む。また、管理のポイントや変更点等について都度周知をする。

（主な項目）

1. 取水操作手順
2. 維持放流操作手順
3. 取水量・放流量の記録・報告
4. 関連設備巡視・点検
5. 異常時の対応

（油流出等水質事故時、洪水・地震時、施設故障時、災害等による施設損壊時の対応）

令和4年度	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期
手順書の見直し・整備			■	
教育・周知徹底				■

令和4年度 河川法令遵守意識の徹底 実施計画（3）

項 目	本社の環境保全・安全衛生統括部による 現地調査の実施
内 容	現場状況の把握
目 的	電力部門における河川法に係る施設の運用状況、 各種申請状況、および報告データ測定状況の適正 性を確認する。

具体的な実施内容

環境保全・安全衛生統括部により、年に1回、電力部門における河川法に係る施設の運用状況、申請状況、報告データの測定状況、工事時の維持放流状況、換算表管理状況、課内重要事項連絡状況について監査を実施する。

令和4年度は、現地（5発電所）において、環境保全・安全衛生統括部が現状を把握する。この結果を踏まえて令和5年度の実施計画を作成する。

令和5年度以降は、年に1回、環境保全・安全衛生統括部による監査を実施する。

スケジュール

	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期
現場状況の把握			■	
令和5年度 実施計画書作成				■

令和4年度 河川法令遵守意識の徹底 実施計画（4）

項 目	設備機器の再確認
内 容	機器類の異常動作や誤操作を防ぐ設備機器の点検や予防措置
目 的	異常動作や誤操作を防止し、適正な取水・放流ができる設備を目指す。

具体的な実施内容

令和4年度は、土木課・発電課・給電課の管理対象施設において取水量および維持放流量に係る機器類の現状を把握する。

設備機器の異常動作や誤操作により不適切な水利使用が行われないように設備機器の再確認を行い、必要な予防措置を実施することとし、優先度の高いものから対応を検討する。

スケジュール

	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期
現場状況の把握				
予防措置の検討・対応				

令和4年度 河川法令遵守意識の徹底 実施計画（5）

項 目	電力部門（電力部・土木課・発電課・給電課）の 業務内容の相互理解																		
内 容	電力部門での水利使用に関する運用状況、工事申請、関連法令を報告し、情報を共有する。																		
目 的	水利使用に密接に係る電力部門で必要な情報を共有することで相互の業務内容を理解し、水利使用の適正性を確保する体制を構築する。																		
<p>具体的な実施内容</p> <p>法令上の必要な手続き、および報告するデータの内容の適正性を図るため、月に1度の電力連絡会にて、電力部門の各部署で水利使用に関する運用状況の確認や、取水量・放流量に影響する工事・設備点検の予定と実績、および関連する法令の確認を行い、情報の共有を図る。</p> <p>スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第一 四半期</th> <th>第二 四半期</th> <th>第三 四半期</th> <th>第四 四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場状況の把握</td> <td></td> <td></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告・共有方法の検討・実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="background-color: black;"></td> </tr> </tbody> </table>						第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	現場状況の把握					報告・共有方法の検討・実施				
	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期															
現場状況の把握																			
報告・共有方法の検討・実施																			